

第三者評価結果入力シート（児童養護施設）

種別	児童養護施設
----	--------

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人ニッポン・アクティブライフ・クラブ ナルク福祉調査センター
--

②評価調査者研修修了番号

SK2025044

1401C048

--

--

--

--

③施設名等

名称：	児童養護施設三ヶ山学園
施設長氏名：	福井 伸弥
定員：	82名（本園・分園70名、地域小規模施設6名×2館）
所在地（都道府県）：	大阪府
所在地（市町村以下）：	貝塚市東山二丁目1番1号
T E L：	072-447-0611
U R L：	http://mikeyamagakuen.jp
【施設の概要】	
開設年月日	1979/4/1
経営法人・設置主体（法人名等）：	社会福祉法人三ヶ山学園
職員数 常勤職員：	49名
職員数 非常勤職員：	25名
有資格職員の名称（ア）	社会福祉士
上記有資格職員の人数：	6名
有資格職員の名称（イ）	保育士
上記有資格職員の人数：	24名
有資格職員の名称（ウ）	臨床心理士
上記有資格職員の人数：	1名
有資格職員の名称（エ）	看護師
上記有資格職員の人数：	1名
有資格職員の名称（オ）	栄養士
上記有資格職員の人数：	1名
有資格職員の名称（カ）	医師（嘱託医）
上記有資格職員の人数：	1名
施設設備の概要（ア）居室数：	43室（本園26室、分園11室、地域小規模施設6室）
施設設備の概要（イ）設備等：	本園1F：リビング、ダイニング、心理療法室、学習室
施設設備の概要（ウ）：	本園2F：静養室
施設設備の概要（エ）：	本園3F：家族訓練室、静養室

④理念・基本方針

<p>・法人の基本理念：『誠実な心、そして謙虚な心で精進し、すべての利用者に心のこもった温もりのある支援をしてまいります。』</p> <p>・事業所の運営方針：「強く、やさしく、健康で」をモットーにして、日々の生活の中で基本的な生活習慣を養成し、進学や就職を目指して、学力や教養を身につけることに努め、子どもたち一人一人の個性を大切にしながら、子どもたちが互いに認め合い、ともに成長し、自立できるように支援していきます。</p>
--

⑤施設の特徴的な取組

<p>・社会福祉法人三ヶ山学園（以下、「法人」という）は、昭和54年に初代理事長石田長五郎氏によって設立され、同年4月に児童養護施設三ヶ山学園（以下、「施設」という）を開設した。当施設は貝塚市の丘陵地を開発した新興住宅地・東山の一角に位置し、周囲は長閑な田園地帯で南側は和泉山脈の山並みを見渡せる静かな環境で、厄除け観音で有名な名刹・水間寺も徒歩圏内である。子どもたちが日々自然とふれあい、地域の人々と接し、伸び伸びと育つには申し分のない環境である。</p> <p>・今回の第三者評価の対象施設は、当施設と一体的に運用される地域小規模児童養護施設エストモンテとネクストモンテ（平成19年・21年開設、以下、「地域小規模施設」という）を含むが、法人の事業展開により、当施設の隣接地に軽費老人ホーム・デイサービスセンター・児童発達支援センター・自閉症児支援センター・三ヶ山学園附属診療所等の社会福祉施設が相次いで開設され、当施設はこれらの施設と有機的に連携しながら、こどもの健康増進・健全な成長・社会性の涵養に努めている。</p> <p>・当施設は平成22年の本園の建替新築工事に併せて本園内に定員6名の小規模グループケア2ユニットを開設するとともに本園の敷地の一角に定員6名の小規模グループケアホーム「ろくめいかん」を開設、前述した地域小規模施設2ユニットに加え、平成29年には本園の隣接地に定員8名の分園型小規模グループケア2ユニットを開設するなど、法人の家庭的養護推進計画に基づく小規模ケア化を着実に推進し、家庭的な環境のもとで子どもたちの支援を充実させている。</p>
--

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2025/5/2
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2025/9/22
前回の受審時期（評価結果確定年度）	令和2年度

⑦総評

<p>〈特に評価が高い点〉</p> <p>(1)小規模化・家庭的養護推進の国の長期的方向性を踏まえた先進的な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none">・当施設は平成22年に建替新築工事を行った本園建屋内に小規模グループケア2ユニットを開設、それと前後して隣接地に定員6名の地域小規模施設2ユニット(女児)、小規模グループホーム1ユニット(男児)、平成29年には本園の隣接地に定員8名の分園型小規模グループケア2ユニット(男児)を開設し、7つの小規模ユニットを一体的に運用しており、本園・小規模ユニット間の職員間の情報共有・意思疎通や協力体制を図りながら、家庭的養護推進計画に基づく家庭的な環境のもとで子どもたちの支援を充実させている。 <p>(2)清潔で快適な住環境</p> <ul style="list-style-type: none">・法人の清潔で安心な場所を提供することは施設の大切な役割という考えから、施設の住環境整備に力を入れ、職員と子どもと一緒に取り組む清掃が施設の隅々まで行き届き、気持ちよく過ごせる環境を作っている。テーブル・椅子・ベッドなどの調度品も美しくしっかりと作られたものが多く、居室の整理整頓も徹底されている。子どもたちの絵や工作が施設の所々に飾られ、子どもたちが自らの生活の場として愛着を持てるよう整えられている。 <p>(3)子どもの自主性の尊重、子どもの最善の利益の観点に立った養育・支援の展開</p> <ul style="list-style-type: none">・毎月、フロア毎に子どもの生の意見を聴く「子ども会議」を開催、「なんでも相談箱」に入れられた投書一つ一つへの回答を丁寧に行うなど、子どもファーストの姿勢が養育・支援の隅々まで徹底されていることが窺え、子どもの自主性を尊重した日常のきめ細かい支援・援助が子どもの健全な育成や進学にもつながっている。また、虐待による措置入所が大半を占める子どもの保護者との円満な関係構築に配慮して、保護者との情報共有の範囲、保護者の同意手続の進め方等に子どもの最善の利益の観点に立ったケース・バイ・ケースの判断を慎重に行っている。児童相談所との連携も綿密に実施しており、これらの取組の結果、週末里親の引き受け手も多く、入所児童すべてが保護者または里親からの支援が得られているとのことである。 <p>〈改善が求められる点〉</p> <p>(1)目標管理制度の再構築と人事評価基準の明確化による職員のやりがいの増進</p> <ul style="list-style-type: none">・職員のキャリアパスの基本となる目標管理のしくみは構築できていない。以前は目標管理シートにより職員がスキルアップ等の自己目標を設定し、施設長のヒアリング時に評価のコミュニケーションを行うしくみとしていたが、業務多忙により形骸化しているとの意見もあり取止めとなったと伺っている。施設では目標管理制度の再構築に向けて検討中と伺っているが、運用しやすい目標管理シートを再考し、年2回の施設長とのヒアリングを通じて設定目標と取組の成果についてコミュニケーションをはかれる形を期待する。同時に職員の取組の成果や能力向上を客観的・多面的に評価し、昇給・昇格・賞与増減につなげる人事評価基準を明確化し、職員のやりがいの増進につなげることを期待する。 <p>(2)職員同士のコミュニケーション能力の強化</p> <ul style="list-style-type: none">・子どもとの関わりは上手でも大人との関わりに悩みがちな最近の若い職員向けに、外部講師と契約して職員同士のコミュニケーション能力の向上を目指した研修を実施しているが、施設内のコミュニケーションを充実し、子どもの養育・支援に施設全体で向き合うチーム結集力のさらなる向上を期待する。
--

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

清潔で快適な住環境と子どもの自主性の尊重、子どもの最善の利益の観点に立った養育・支援の展開、について特に高い評価をいただいたことは、私たちが日ごろ特に意識して取り組んでいることが外部からも評価されたと感じ、とてもうれしいです。

一方で職員の人事評価やコミュニケーションの点で、課題の指摘も受けました。子どもの支援を優先するあまり、職員のことを疎かにしていたのではないかと反省しています。職員のコミュニケーション向上については、すでに外部講師との契約も済ませており、今後の改善に向けてすでに対策しています。

この度は大変貴重な機会をいただき感謝しています。子ども支援の質は落とさずに、職員の満足度を上げる取り組みを今後も続けてまいります。

第三者評価結果（児童養護施設）

共通評価基準（45項目） I 養育・支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者 評価結果
① 1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の基本理念は社会福祉事業に関わる者としての心構え、施設の理念・方針はこどもの成長・自立を目指す施設としての存在意義をそれぞれわかりやすい言葉で簡潔に示しており、ホームページや施設のパンフレットにも記載されている。 ・新任職員には採用前の施設見学时に、基本理念・方針を明記した説明用ボードで説明し、理念に合致した考え方の人に来てほしい旨を伝えている。採用後の新任職員研修会でも研修プログラムの中にも基本理念・方針の理解を組み入れている。 ・毎月の職員全員が出席する職員会議では冒頭に大阪府制定の倫理綱領と施設の理念を復唱し、出席者が理念に沿った行動かどうか自問自答する機会としている。 	

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者 評価結果
① 2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当施設も含めた法人の3施設を統括する統括施設長は、泉州地域の各市町からの受託事業を通じて、地域の社会福祉事業の政策動向や将来計画等を把握するとともに、施設長も毎月の大阪府の児童施設部会や堺・泉州地域の児童福祉施設の運営者がメンバーとなっている「和泉会」の会合にも出席し、他の施設の施設長や行政の担当者・児童相談所の所長等との交流を通じて実務ベースの情報を収集しており、法人・施設の運営に活かしている。 ・これらの会合で得られた情報のうち施設長が職員全員に共有しておいた方が良いと判断したものは、毎月の主任・リーダー会議（午前）、職員会議（午後）で周知している。 	
② 3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の重要な経営課題として、国・大阪府の児童養護施設の小規模ケア化の方針を見据えて平成26年に策定した中長期計画「家庭的擁護推進計画」の第3期(令和7年度～)以降の展開があるが、小規模ケア化推進による将来的な施設定員引下げ実現時の設備・要員のゆとりを活用した入所児童への支援強化を計画しているところ、措置児童の増加・里親移行が進まない社会の情勢で施設定員引下げが厳しい見通しとなっている。将来的に定員一杯の状態でもこどもの権利擁護を確実に持続するための課題について、園内研修のテーマとして採り上げ職員全員で考えてもらっている。 	

3 事業計画の策定

<p>(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。</p>	<p>第三者 評価結果</p>
<p>① 4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年に策定した中長期計画「家庭的養護推進計画」の第3期(令和7年度～)以降の展開については、今後の措置児童の増加見通し・里親移行が進まない社会の情勢に加え、設備改修に係る工事費の高騰が長期化する見通しも踏まえ、適宜計画の見直しを行っている。 ・平成29年に国から示された「新しい社会的養育ビジョン」に基づき作成した計画書についても、こどもの権利養護・退所後のアフターケア充実・里親拡大等の取組を進める中で適宜改定を行っている。 	
<p>② 5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年3月の法人理事会で、法人施設全体の事業計画・予算について決議している。法人の令和7年度事業計画の中で、当施設の主要な事業として、学習支援・園内学習・行事・進路指導等の充実、人材採用・育成・定着への注力、施設の修繕、地域貢献事業を掲げるほか、入所定員・一時保護児童受入れ等の数値計画も明記している。 ・当施設の年度の事業計画は、指導計画、支援行事計画、地域小規模支援計画、研修計画等の項目ごとに当年度の取組事項が具体的に記載されている。また、当施設の月毎の行事・研修等については、施設単独行事・和泉会行事・学校行事・地域関係の各項目ごとに一覧表に明記している。 	
<p>(2) 事業計画が適切に策定されている。</p>	
<p>① 6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。</p>	<p>b</p>
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の事業計画は、職員が役割を分担する「子どもの支援向上委員会」「安全・衛生住環境委員会」「地域活動推進委員会」「職員育成委員会」「福利厚生・内部監査委員会」の各委員会の年度当初の会合で認識を共有し、毎月の会合でそれぞれが担当する事業の進捗確認・課題抽出・改善策検討を行い、計画の見直し、次年度計画への反映がなされるしくみとなっているが、施設としては事業計画の全体について職員への周知が不十分であると評価している。毎月の職員会議等の機会や情報管理システムを活用した情報共有をはかるなど、一人一人に事業計画が身近なものとなる取組を期待する。 	
<p>② 7 事業計画は、こどもや保護者等に周知され、理解を促している。</p>	<p>c</p>
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画の中の施設単独行事・和泉会行事などの行事予定はこどもたちに周知されているが、事業計画自体は保護者へは周知していない。保護者との情報共有について、保護者とこどもとの個々の関係を慎重に考慮したうえでのことと伺っており、児童養護施設固有の事情として一定の理解はできる。ただ、施設の取組の保護者への理解がこどもとの関係再構築に寄与することも考えると、文書としての「事業計画」そのものの周知にこだわることなく、例えば外部への広報媒体として年2回発行している「みけやま通信」の冒頭の施設長メッセージの中に事業計画に含まれる施設改修や行事計画等について簡単に触れる形で保護者へも配布するなど、何らかの周知方法の検討を期待する。 	

4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	第三者 評価結果
① 8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
【コメント】 ・養育・支援の日々の取組については、毎月の子どもの支援向上委員会で6つのフロア単位(2F男児、2F男児小規模、3F女児、地域小規模女児、小規模ケア男児、分園男児)毎に評価・反省・改善検討を行っており、PDCAサイクルを回す取組が行われている。 ・毎年の自己評価は職員育成委員会の自己評価・第三者評価担当職員が中心になってとりまとめて全職員にも周知されている。 ・第三者評価は各期(3年度)に1回受審し、評価結果の総評部分を法人のホームページにも公開している。	
② 9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
【コメント】 ・職員育成委員会が自己評価・第三者評価の結果を分析し、課題・改善策をとりまとめる仕組みをつくっている。 ・出来ていない・改善が必要とされた項目について「C評価リスト」にとりまとめ、主任・リーダー全員に回覧・共有したうえで、重点課題として改善策について施設全体でフォローすることとしている。	

II 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。	第三者 評価結果
① 10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
【コメント】 ・施設長は広報紙「みけやま通信」の冒頭の施設長メッセージに、上半期・下半期に力を入れて取り組みたいことや、自分自身の目標等を簡潔に表明するとともに、毎月の職員会議や園内研修の場で施設運営の責任者としての思いを明確に発信している。 ・「三ヶ山学園運営管理規程」には、施設長をはじめ専門職員・事務員の職務を明記(第5条)するとともに、非常災害対策における施設長の職務を明記(第16条)している。 ・有事の施設長の権限委任等は文書化されていないが、就業規則で労働基準法上の管理監督的地位にある者として施設長・副施設長を明記しており、施設長が欠けたときは副施設長が執行を代行する形となる。なお、施設長は常時公用携帯電話を所持し常時連絡を取れる体制にあるとともに、自宅との距離も近く有事の即応体制にも問題はないとのことである。	
② 11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
【コメント】 ・施設長は大阪府内児童施設職員研修(9月)、児童施設長研修会(2月、1泊2日)などの外部研修に出席し、遵守すべき法令の最新の情報収集に努めている。職員の労務管理や車両安全運転管理の責任者として最近の法令改正への対応も確実に実施している。 ・施設長が外部研修や自主学習で習得した法令知識は、毎月の主任・リーダー会議の冒頭でわかりやすく周知し、その会議議事録は職員全員に回覧されている。	

(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
①	12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
【コメント】		
<p>・当施設の養育・支援の質の向上の検討・推進の基本となる組織は子どもの支援向上委員会であり、園ルール、ソフトウェア、園アルバム、子ども会議、性教育、SNS・IT教育、スポーツ活動、学習環境、進路・アルバイトの各パートの役割分担を明確にし、施設長自らも委員会活動に積極的に参加し、職員へのヒアリングも行いながら品質の向上に努めている。</p> <p>・施設長が現在、最も専門性の向上に努めているテーマは、こどもの問題行動への対処スキルの向上であり、こどもと向き合う際の言葉使い・表情・アンガーマネジメントなどである。なお、施設長は過去に二十年以上にわたり児童心理治療施設での勤務経験があり、近畿の児童施設の研修会の「心理士との連携」分科会で座長を務められたこともあるとのことである。</p>		
②	13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
【コメント】		
<p>・当施設の適正な要員配置・働きやすい環境整備を検討する委員会として職員育成委員会、福利厚生・内部監査委員会があり、職員採用、育成、働きやすい環境・制度整備、福利厚生等について検討を行い、施設長自らも委員会に積極的に出席し、職員へのヒアリングも行いながら環境整備にリーダーシップを発揮している。</p> <p>・当施設の定員82名上限までの受入れが期待されている中、昨今の人材不足・人件費水準の上昇等の影響もあり、望ましい要員確保・適正な人員配置に苦労している、とのことである。引き続き採用活動の充実による福祉人材の確保・育成に期待する。</p>		

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者 評価結果
①	14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
【コメント】		
<p>・平成26年に策定した中長期計画「家庭的養護推進計画」には、施設の小規模ケア化と施設定員の段階的な削減を見据えた長期の職員配置計画を掲げていたが、入所児童の増加見通しや里親移行が進まない社会の情勢等を踏まえ、適宜見直しを行っている。職員配置計画には保育士・児童指導員・家庭支援専門相談員・里親支援専門相談員などの専門職ごとの中長期の想定必要人員も明記されている。</p> <p>・法人のホームページには当施設を含む法人運営の各施設の求人詳細が公表されており、当施設の求人については保育士・臨床心理士・調理師・管理宿直等の職種ごとに応募資格や労働条件を明示している。</p> <p>・地域の児童施設と共同で和泉会として「就職フェア」を定期的に開催している。今年は7月6日に泉大津市のホールで開催し当施設もブースを出展し、学生を中心に約60名の来場があった。ただ、学生の数自体が減っており、採用は厳しい状況が続いているとのことである。引き続き採用活動の充実による福祉人材の確保・育成に期待する。</p>		
②	15 総合的な人事管理が行われている。	b
【コメント】		
<p>・期待する職員像については、三ヶ山学園運営管理規程「職員の心得」(第6条)、就業規則「服務心得」(第22条)に児童施設従事者としての責任と職場秩序の遵守を明記するとともに、9項目の行動指針を定め職員が目指すべき将来像を描けるようにしている。</p> <p>・施設長は職員との個別ヒアリングを年2回実施し、職員の意向・意見を把握し、今後の育成配置に活かしているが、職員の能力・成果を評価する人事基準は定められていない。基本給・賞与は基本的に年功的要素に基づいて決定されている。</p> <p>職員の能力・成果を評価し昇給・昇格・賞与増減につなげる人事基準を定めるとともに、年2回のヒアリングを通じて職員自身の目標管理につながるような仕組みの検討を期待する。</p>		

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

① 16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

a

【コメント】

・働きやすい職場づくりに向けて、職員育成委員会、福利厚生・内部監査委員会で勤務制度の改善、福利厚生制度の充実・見直しの観点から継続して取り組んでいる。
・管理宿直以外の職員の就業時間は、早番・中番・遅番・断続のパターンをさらに細分化し、30パターン of 始業時刻を設定しており、職員のワーク・ライフ・バランスに配慮している。
・「育児・介護休業等に関する規程」を定め、法定の育児休業、介護休業、子の看護休暇、育児短時間勤務等に関する運用を明確化して周知している。特に男性職員も育児休業を取りやすいよう配慮するとともに、育児休業終了後の勤務について非常勤職員への契約変更に柔軟に対応するなど、育児との両立に配慮している。
・福利厚生面で職員が最も魅力に感じているのは職員の一泊親睦旅行とのことであり、コロナ禍で一時中断はあったものの現在は再開しており、職員のチームワークの強化に効果を発揮している。

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

① 17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

c

【コメント】

・期待する職員像については、三ヶ山学園運営管理規程や就業規則に児童施設従事者としての責任と職場秩序の遵守を明記するとともに、9項目の行動指針を定め職員が目指すべき将来像を描けるようにしているが、具体的な目標管理のためのしくみは構築できていない。以前は目標管理シートにより職員がスキルアップ等の自己目標を設定し、施設長のヒアリング時に評価のコミュニケーションを行うしくみとしていたが、業務多忙により形骸化しているとの意見もあり取止めとなったと伺っている。施設では目標管理制度の再構築に向けて検討中と伺っているが、なぜ形骸化したのか、目標管理シートが嫌われた原因が何だったのかを分析し、運用しやすい目標管理シートを再考し、年2回の施設長とのヒアリングを通じて設定目標と取組の成果についてコミュニケーションをはかれる形を期待する。

② 18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

a

【コメント】

・期待する職員像については、三ヶ山学園運営管理規程や就業規則に児童施設従事者としての責任と職場秩序の遵守を明記するとともに、9項目の行動指針を定め職員が目指すべき将来像を描けるようにしている。
・職員育成委員会が研修計画の策定・評価・見直しを担当しており、年度研修計画には階層別・専門スキル別の外部研修のメニュー・受講対象者・実施時期、毎月全職員が出席する園内研修のメニューが明記されている。

③ 19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。

a

【コメント】

・職員育成委員会が職員一人一人の知識・経験・技術水準・専門資格等の状況を考慮し、研修計画を策定している。国の児童養護施設職員の処遇改善加算の要件を満たす研修メニューに合わせて、階層別の外部研修については対象職員全員に公平に受講機会を付与するようにしている。
・園内研修は、4月と8月を除く毎月2回計画されており、出席可能な全職員が出席して実施することとしている。
・外部研修の受講者は受講した研修の内容・成果について簡単な報告書を作成のうえ回覧して周知している。
・スーパーバイズについては方法が未確定のため、毎週のケース会議で代替しているとのことだが、ケース会議では中心となる職員育成委員4名が交代で、こどもとの向き合い方についてみんなで意見を出し合って考え最善の結論を導く、という方法を取っているとのことである。

(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
①	20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・実習生の令和6年度の受け入れ人数は48名、令和7年度も大学・短期大学・専門学校計14校から48名、年間を通して10日間の実習コースで受け入れることとしている。実習生への対応は職員育成委員会の実習生対応の7名が中心となっており、指導役は主任が担っている。指導者に対する研修は実施していないとのことであり、今後の指導内容の充実、採用活動との連携にもつながる指導者研修の実施を期待する。 ・保育士等専門職種育成も視野に入れたプログラムを用意し、学校側の育成計画も事前に把握し、10日間の実習内容に反映している。実習期間中に学校側の巡回訪問の際には実習生の取組状況について丁寧に意思疎通を行っている。 ・実習受け入れ時のオリエンテーション資料も用意しており、こどもの養育・支援に従事する者の心構えをわかりやすく伝えている。 		

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者 評価結果
①	21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・法人のホームページには法人の基本理念・あゆみ・当施設を含む運営施設の紹介のほか苦情解決の状況、第三者評価の結果、計算書類、理事会・評議員会でのガバナンスの状況(現況報告書)等の情報が公開されている。 ・広報紙「みけやま通信」を年2回発行し、地域の学校・行政機関に広く配布している。紙面はフロア毎の活動状況や地域との交流行事の結果、今後の施設の行事予定、卒園者からのメッセージなど、施設でのこどもたちの頑張り・喜びを地域の関係機関に広く伝える内容となっている。 		
②	22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・「三ヶ山学園運営管理規程」で施設としての職務・職責区分、文書管理、入退所手続、児童の支援、事故・非常災害対策の大枠について規定している。経理規程は法人各施設共通の経理規程を法人本部で作成し運用している。 ・法人の監事2名はそれぞれ財務の専門家や社会福祉事業に知見を有する税理士であり、法人との関係も長く、法人の経営全般や業務の適正な執行について助言を受けている。法人の理事会にも出席し、決算理事会の前に監事監査を行っている。 ・法人として社会福祉法人会計に精通している会社と契約し、計算書類作成のサポートや監査対応の指導・助言を委託しており、経営改善に寄与している。 		

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者 評価結果
①	23 こどもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・地域との関わり方を特に文書化したものはないが、施設の事業目的や職員の行動指針の中で、地域社会との関わり・連携の中でのこどもたちの養育・支援に務める姿勢を明記し、地域活動推進委員会で学校PTA・地域交流行事・和泉会行事・地元の各種団体による慰問行事等様々な地域交流のメニューごとに役割分担を明確にして取り組んでいる。 ・毎週水曜日には施設の1Fホールのスペースを地域のこどもたちに開放している。新興住宅地の中の交流スペースとして地域のニーズも高く、こどもたちが通う学校の友だちを沢山連れて来て吹き抜けの明るいホールでのびのびと遊んでおり、毎週賑わっているとのことである。 		
②	24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・施設では、こどものプライバシー重視や個人情報の厳格な取扱が求められている中で、学生ボランティアにこどもの養育・支援に関わる者としての責任意識を高めてもらうためには、ボランティアの形よりも有償の短期の雇用契約で従事してもらうほうが、こども・学生双方にとって好ましいと考えている。このため現在はボランティアの受入れは行っておらず、受入れに関する基本姿勢の文書化やマニュアル類は整備していないが、学生から問い合わせがあった場合は有償の雇用契約を交わして業務内容を明確にしたうえで従事してもらっている。 ・ボランティアに類するものとして、地元中心に活動している吹奏楽団を慰問演奏という形で定期的に受け入れたり、元プロ野球選手を招いて野球教室を開くなど、こどもたちの文化芸術・スポーツへの関心を高める機会を作っているが、今後広くボランティアを継続的に受入れるための、基本姿勢の明文化、受入れマニュアルの整備を期待する。 		

(2) 関係機関との連携が確保されている。		
①	25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> 施設では子どもが通う学校や児童相談所との連携が中心であるが、法人全体では貝塚市はじめ堺・泉州地域の多数の自治体との間で、子育て短期支援事業、こどもの生活・学習支援事業、児童発達支援センターや自閉症児支援センター受入れ、障害者生活支援センター受入れ等、数多くの委託契約を通じて行政各機関との連携が深く、こどもの様々なニーズに対応できる社会資源との強いネットワークを有している。 子どもが通う小中学校とは学期ごとに連絡会が持たれ、こどもの発達について情報共有を行っている。児童相談所とはケースワーカーとの連携を密にしており、年1回は施設への訪問調査も行われている。 		
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
①	26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> 施設長は周辺市町の要保護児童地域対策協議会のメンバーとして代表者会議に出席し、貝塚市・熊取町・泉南市等の児童施設や関係機関との人的ネットワークを通じて、地域の福祉ニーズや課題の把握に努めている。 当施設の事業として、泉州地域の多数の自治体と子育て短期支援事業(緊急一時保護)の委託契約を締結し、地域の子育て支援のニーズを把握し、施設の資源を有効に活用している。 		
②	27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> 施設の地域での公益的な取り組みとして、子どもたちが通う小学校の芝生メンテナンス作業を4～11月の月2回土曜日午前に行っており、法人の現況報告書にも開示されている。 毎週水曜日には施設の1Fホールのスペースを地域の子どもたちに開放し、新興住宅地の中の交流スペースとして活かしている。 小学校との合同研修や、小中学校のPTA活動にも職員を参加させている。 貝塚市からひとり親家庭児童の生活・学習支援事業を受託しており、毎週2日、学習支援・夕食提供を行っている。 施設の中長期計画「家庭的養護推進計画」では、将来の定員減少・余剰スペース発生が実現した場合には、現有のノウハウを活用した子育て支援短期事業の拡大や子育て支援の活動拠点として様々な事業(講演会・研修会等)を行う構想が掲げられているが、定員減少は実現困難な見通し、とのことである。 		

Ⅲ 適切な養育・支援の実施

1 こども本位の養育・支援

(1) こどもを尊重する姿勢が明示されている。		第三者 評価結果
①	28 こどもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> 法人の基本理念や施設の事業目的に、利用者の意向尊重・個人の尊厳を謳い、運営管理規程・就業規則・行動指針にも児童施設従事者としての心構えと責任を明記し、毎月の職員会議の冒頭で職員全員でその趣旨を再確認する取組を行うなど、こども尊重の姿勢が業務の隅々まで届くように地道な取組を行っている。 こどもだけでなく職員の人権も尊重する風土を高めるため、主任・リーダーにハラスメント研修を行うほか、毎月の職員会議や園内研修にも人権尊重をテーマに採り入れている。 		
②	29 こどものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	b
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> こどものプライバシー保護については、外部機関作成の「人権擁護チェックリスト」に基づき定期的にチェックを行い課題認識の共有に努めているが、規程・マニュアル等による文書化はされていない。施設の現状や入所児童の構成に即した三ヶ山学園版プライバシー保護チェックリストを作成するなど、プライバシー保護に関する職員の感性をより高める取組を期待する。 2人室・4人室でのベッド・学習机・クローゼットの配置には一人ひとりの固有のスペースを意識できるような配置としている。 施設の中長期計画「家庭的養護推進計画」では将来の定員減が実現した場合の構想として個室化や一人つきりになれる空間の確保も視野に入れるなど、プライバシー保護への強い意欲が感じられる内容となっている。 		

(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		第三者 評価結果
①	30 こどもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・当施設のパンフレットには施設の事業目的、階層別のこどもたちの生活の日課、年間の行事、カラー写真入りの各フロアの見取り図などがわかりやすく紹介されており、入所時のこども・保護者・児童相談所の関係者等への説明・案内にも活用している。 ・入所予定のこども・保護者には「三ヶ山学園で生活するあなたと保護者の方への生活のしおり」と題した7頁の説明資料を使って、施設での生活のイメージを描きやすくするとともに、持ち物・おこづかい・面会外出・服装や身なり・アルバイト等のルールをわかりやすい文章で伝え、不安の解消に配慮している。 ・保護者への行事案内等の情報提供については、こどもと保護者との関係に配慮し、児童相談所と相談したうえで行うこととしており、児童相談所が保護者との連絡を許可した段階で行事案内リストに追加する等、こどもの最善の利益の観点に立った運用を行っている。 		
②	31 養育・支援の開始・過程においてこどもや保護者等にわかりやすく説明している。	b
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・こどもや保護者が施設入所後の生活をイメージし入所後の養育・支援に対する主体的な選択をサポートできるよう「生活のしおり」と題した7頁の説明資料を用いて、施設でのルールをわかりやすい文章で伝えている。 ・入所時には養育・支援の内容について児童相談所を通じて保護者の同意を得ることとしているが、保護者との情報共有に限界のあるケースもあり、ルール化はされていない。施設では、保護者への情報共有も保護者からの文書同意の取得も、こどもの最善の利益を判断の基軸として児童相談所と協議するようにしている。 ・意思決定が困難なこどもや保護者への配慮についての文書によるルール化はされていないので、職員のスキルアップにもつなげるルール化を期待する。 		
③	32 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	b
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・次年度に進学・就職等で退所するこどもについては近くの賃貸アパートを借り上げて一人暮らし体験をさせたり、地域・家庭への移行には移行後の具体的な生活イメージを考慮して養育・支援の継続性が損なわれることのないよう保護者と話し合いを行うなど、丁寧な対応に努めている。 ・子どもの支援向上委員会が分担する進路・アルバイト等の担当は主任・ベテラン職員4名が分担しており、こどもの自己決定のサポートや児童相談所との協議に関わる豊富な経験を活かして、こどもに不利益が生じないように努めている。退所後の生活激変の中で、犯罪に巻き込まれないよう兆候を察知したり、仕事をやめた者のフォローに特に気を遣うとのことである。 ・退所したこどもから何か相談があれば気心の通じ合っている職員の携帯電話に電話・メールで連絡が来ることも多く、退所者が施設を訪れて職員や在園児と交流している姿も頻繁に見かけるなど、SNSが連絡ツールとなって交流ができていくとのことであるが、退所したこどもや保護者への今後の相談方法や相談窓口担当者等を記載した文書は渡していない。SNSが交流の主要な手段となった現在の情勢に即した退所者との交流の活性化、特に親しい職員の退職による交流の途絶の防止にも配慮した交流・相談ルールの検討を期待する。 		
(3) こどもの満足の向上に努めている。		第三者 評価結果
①	33 こどもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・毎月、フロア毎に「子ども会議」を開催し、こどもが自由に思っていることを発言する場としている。運営は各主任が担当となっているが、フロア担当の職員も場に加わってこどもの生の意見・要望に直接耳を傾ける機会となっている。 ・「なんでも相談箱」を設置し、こどもたちが思ったことを遠慮なくいつでも投書できるようにしている。毎月の「子ども会議」の日程に合わせて箱を開封し、投書内容に対する施設からの回答も一つずつ丁寧に返している。子ども会議での回答の記録も投書内容に対し、1つずつの回答内容を記載し、職員にも回覧している。 ・本調査に先だって実施した入所児童への利用者アンケートの結果からも、暮らしやすさ・職員の愛情・職員の接し方・話しやすさ・プライバシー保護等について、大半のこどもたちが満足していることが窺える。 		

(4) こどもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
①	34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・養育・支援に関する苦情解決を担う「苦情解決委員会」、ハラスメント等に係る職員からの苦情解決を担う「ハラスメント対策委員会」を設置し、苦情相談窓口～解決に至るまでのフローチャートを策定し周知している。このうち、「苦情解決委員会」は、苦情解決責任者を施設長、苦情受付責任者を副施設長、第三者委員を外部の有識者2名とする4名で構成されている。 ・苦情受付ポスターを施設の事務室前に貼り出すとともに、法人のホームページの情報公開欄の冒頭に苦情解決の体制整備について明記し、「施設のサービス等について改善してほしいことや要望などなんでもご相談ください。」と謳い、相談・要望を申し出しやすい環境づくりに努めている。 ・苦情対応マニュアルを整備し、受け付けた内容は「苦情受付・経過記録書」に保存し施設全体で把握できるようにしている。解決内容は苦情申出者にフィードバックしている。 ・法人のホームページの情報公開欄には、年度毎の受付けた苦情件数、申立者の区分(家族・入所児、地域住民、その他)、申立内容(支援等に関して、職員に関して、その他)を公開しており、施設の苦情に対する真摯かつ開かれた姿勢が窺える。 		
②	35 こどもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、こども等に周知している。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・毎月のフロア毎に開催する「子ども会議」での自由な意見表明の機会、「なんでも相談箱」への気軽な投書のしくみにより、こどもが相談や意見を述べやすい環境整備を行っている。 ・入所時にこども・保護者に配布する「生活のしおり」のこどもへのお願いのメッセージの中で、トラブルに巻き込まれたときや悩み事があるときには「そのときは決して一人で悩まずに学園の職員やお家の人、子ども家庭センターの人に相談して、みんなが快適に生活できるように協力していきましょう。」と記載し、こどもの悩みの抱え込み防止に努めている。 ・苦情受付ポスターを施設の事務室前に貼り出している。 ・本園1F、地域小規模施設にそれぞれ面会室を設置するとともに、フロア毎に相談スペースを確保している。 		
③	36 こどもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・毎月のフロア毎に開催する「子ども会議」での自由な意見表明の機会、「なんでも相談箱」への気軽な投書のしくみを整備し、こどもの意見の傾聴に努めている。 ・「なんでも相談箱」に寄せられた投書は、毎月の「子ども会議」の日程に合わせて開封し、投書内容に対する施設からの回答も迅速にとりまとめ「子ども会議」の場で一つずつ丁寧に返している。回答の記録も投書内容に対し一つずつの回答内容を記載し、職員にも回覧・共有している。 		
(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		第三者 評価結果
①	37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・法人として事業継続計画(BCP)を策定し、リスクマネジメントに関する責任体制、こども・職員の安全確保、関係機関との連携等について明確にしている。 ・「三ヶ山学園運営管理規程」にも、事故対策(第15条)、非常災害対策(第16条)について、施設長の職務と非常時の関係機関との連携等について明記している。施設長の職務の一つとして定められている「危険箇所リスト」は、フロア毎に危険箇所を洗い出して平面図に落とし込み、洗い出された9箇所について対応策を整理したもので、全職員と共有している。 ・安全・衛生住環境委員会でヒヤリハットの担当を定め、フロア毎にヒヤリハット事例を提出してもらい、毎月の職員会議で全職員と情報共有を行っている。 ・園内研修のうち年1回を事故防止研究会と題して、安全確保・事故防止に関する研修を実施し、職員のリスクマネジメントの意識を高める機会としている。 		

② 38 感染症の予防や発生時におけるこどもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全・衛生住環境委員会で衛生に関する役割分担を定めている。施設職員として感染症・疾病予防の専門スキルを有する嘱託医・看護師を雇用しており、施設の日常の衛生活動にリーダーシップを発揮している。 ・施設の敷地内に法人が運営する「三ヶ山学園付属いずみ診療所」が併設されており、小児科ほか医療の専門職から予防接種や健康診断などのきめ細かいサポートを受けている。 ・「新型コロナウイルス感染症対応マニュアル」、「ノロウィルスの予防と対策」等のマニュアルも整備され、全職員に情報共有されている。 	
③ 39 災害時におけるこどもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人として事業継続計画(BCP)を策定し、リスクマネジメントに関する責任体制、こども・職員の安全確保、関係機関との連携等について明確にしている。施設として「防災マニュアル」も定め職員全員で共有している。 ・施設では自衛消防隊を設置し、組織のフローチャートには、フロア毎の指揮・通報連絡・消火・避難誘導・救護の各班の役割分担や関係機関との連携先も明記している。非常災害時の職員の緊急連絡網も定めている。 ・月に一度、職員・こども全員で避難訓練を行い、火事・地震等災害時の対応方法の確認を行っている。 ・食料や衛生用品などの備蓄品リストを作成し、施設の備蓄品収納スペースで管理している。食料の賞味期限のチェック等は栄養士が行っている。 	

2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。	第三者 評価結果
① 40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	a
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養育・支援についての標準的な実施方法については、「自立支援計画マニュアル」に日課業務手順を記載し日々の養育支援に当たっている。 ・「自立支援計画マニュアル」は、施設長、副施設長、主任が中心になって骨子を作成し、各フロア会議で確認し、全職員に周知している。 	
② 41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フロア会議やケース会議を実施しながら、定期的に支援についての検証や見直しを行っている。 ・毎月フロア毎に実施している子ども会議の中で出たこどもの意見を職員がくみ上げている。 ・職員の意見を踏まえ、施設長、副施設長、主任が相談し年2回業務手順の見直しを実施し、その内容を次の自立支援計画策定に反映させている。 	
(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。	
① 42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アセスメントは、子ども家庭センターの資料をもとに受入れに向けての話し合いを進め、施設生活を始めてからは担当職員が行っている。 ・自立支援計画は、策定責任者である施設長のもとで関係機関と主任・リーダーを含むフロアの職員で作成し、副施設長・施設長が最終確認を行っている。ケースによっては、必要に応じ、心理士・栄養士も加わって策定している。 ・自立支援計画の主な内容は、支援に係る長期的な見通し目標、当面の課題・問題点、生活、対人関係、学習、心理面、保護者、こどもの意見、子ども家庭センターとの連携の項目毎に要点が簡潔にまとめられている。 	
② 43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年2回(10月と年度末)に、一人一人のこどもの支援計画の評価・見直しを行い、課題を明らかにしたうえで、新年度の自立支援計画を策定している。また、年度の途中でも必要があれば見直しを行っている。 ・作成した計画書はデータ化され、情報管理システムの「こどものケース記録」に入れ、全職員が共有できるシステムとなっている。計画書に沿った支援が実施されているかどうかは毎週のケース会議で確認している。 	

(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。

① 44 こどもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

a

【コメント】

・こどもの養育・支援の実施状況は詳細に記録し、情報管理システムに蓄積し、職員間の情報共有を図っている。
・職員は記録の書き方について、新任研修と日々のOJTで指導を受けている。システムに入力した内容に対する意見や指導があれば直接本人に伝えている。
・毎日の会議（申し送り）には当日出勤している全職員が集まり、情報を共有している。参加できなかった職員もデータで知ることができ、確認したかどうかは確認欄で管理している。

② 45 こどもに関する記録の管理体制が確立している。

b

【コメント】

・個人情報保護方針をホームページで公開している。職員には入職時に説明し同意を取っている。
・保護者を取り巻く状況が年々厳しくなり、最近では施設に出向いてくる機会もほとんどないため、個人情報の取扱については保護者には説明していない。
・個人情報保護規程にもとづく個人情報の取扱について、こどもには年齢に応じた話で理解を深めるようにしている。保護者向けとして「生活のしおり」等に明記することを期待する。

内容評価基準（24項目）

A-1 こどもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

(1) こどもの権利擁護	第三者 評価結果
<p>① A1 こどもの権利擁護に関する取組が徹底されている。</p> <p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こどもの権利擁護については、新任職員には入職時に法人・施設の理念・方針に基づくこどもの権利擁護についての理解を深め、養育・支援のあり方を研修している。 ・施設長は、毎日の申し送り時間に、権利に関する研修を取り入れ、権利侵害の防止と早期発見の意識の浸透に努めている。 ・職員は日頃から言葉使いに気をつけ、大声を慎むよう話し合っている。 	a
<p>(2) 権利について理解を促す取組</p> <p>① A2 こどもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。</p> <p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こどもたちの面談の記録やアンケートの中でも、「職員から大切にされている。」「どんなことでも相談できる。」と答えているのがほとんどであり、こどもの権利擁護を大切にされた実践が行われているものと思われる。 ・「こども会議」を月1回実施し、こども権利ノートを読み上げ、たくさんのこどもが発言できるように会議を進め、普段から多くの意見を持っているこどもには改めて聴くなどの配慮をしている。 ・大阪府社会福祉協議会の「権利ノート研修」に職員が交代で参加し報告書をもとにした伝達研修を実施し、職員の意識向上を図っている。 ・空き室を利用してこどもと話したり、周りの友だちにもこどもの状況をわかりやすく伝えることで、みんなが理解し合い安心して落ち着ける状況を作っている。 	a
<p>(3) 生き立ちを振り返る取組</p> <p>① A3 こどもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。</p> <p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園アルバムとこども一人一人のアルバムを作成し、こどもがいつでも見られるようにしている。 ・乳児院から入園するこどもも多く、こどもの発達状況に応じて事実を伝えるとき、伝える内容を精査し、個別配慮をした場所で伝えるようにしている。 ・アルバムに入れる写真は行事担当職員とこどもの個別担当職員が中心になって撮影・収集してアルバムに編集し、こどもと職員が見返し成長の喜びを共有できるようにしている。 	a
<p>(4) 被措置児童等虐待の防止等</p> <p>① A4 こどもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。</p> <p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度に独自の施設内虐待防止マニュアルを策定し、不適切なかかわりを生まない養育・支援が徹底されている。 ・人権擁護、人権侵害の防止のための点検事項を、「点検チェックリスト」を使って職員全員が年4回自己点検し、こどもへの適切な関わりに努めている。 ・三ヶ山学園運営管理規程第17条「虐待等の禁止」に、「児童に対し、心身に有害な影響を与える行為をしてはならない」と明記し、職員に周知している。また、被措置児童虐待防止規程の中の虐待の定義や虐待の未然防止・早期発見・早期対応の重要性について、毎日の申し送り時間に学習の機会を設けている。 	a

(5) 支援の継続性とアフターケア		
①	A5 こどものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・措置変更で子どもを受け入れる場合、見学や慣らしなどのステップを経るほか、担当職員が出勤している日に入所日を設定するなど不安軽減に配慮した対応をしている。 ・見学の際は保護者不在のケースが多いため、乳児院・一時保護所の職員、子ども家庭センターのケースワーカーとの面談を重ね、大阪府の児童家庭相談援助指針に沿った受け入れを行っている。 ・こどもの受け入れや施設変更・里親等委託に当たっても、担当職員が一貫して相手先や子どもと関わるよう配慮し、安定した移行に努めている。 		
②	A6 こどもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・特に中学三年生、高校三年生になる時期にはこどもの意向を十分に聞いて、希望が実現できるようなプランを支援計画にあげて課題に取り組んでいる。 ・大阪府の自立支援事業等を活用して、賃貸アパートを借り上げ、次年度退所することが決まっている児童を対象に、一人暮らし体験でリービングケアの支援を推進している。 ・退所者は退所後も頻りに施設を訪れ、職員や在園児と交流が持たれている。また、退所者同士や職員ともSNSを通して十分交流している状況である。 ・措置変更に当たっては、子ども家庭センターなどの地域資源と連携し、退所者の生活が安定するように努めている。 		

A-2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本		第三者 評価結果
①	A7 こどもを理解し、こどもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	b
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・心理士等の専門的な支援を必要とするこどもの入所が多い中で、ケース記録の閲覧、ケースカンファレンス、スーパービジョンなどを通して、ケース記録に現れたこどもの感情や問題行動の背景への理解に努めている。 ・こどもの心の理解を高めるため、心理士による園内研修や、外部の精神科医を招いての年1回の処遇困難事例検討会など実施しているが、さらなる専門性の向上が今後の課題である。こどもの状況に合わせ、「ライフストーリーワーク」（こどもの生い立ちをこどもと一緒に整理し自己肯定感を高めるプログラム）の取り組みも一部のこどもに対して実施している。 ・最近の若い職員はこどもとの関わりは上手でも大人との関わりに悩む事例も見受けられるので、外部講師と契約して職員同士のコミュニケーション能力の向上を目指した研修を実施している。 		
②	A8 基本的欲求の充足が、こどもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・こどもと職員との良好な人間関係がこどもの養育の基本になると職員間で共有できている。 ・自然に恵まれた広い敷地に、本園、小規模グループホーム、分園型小規模グループケアが隣接し、こども一人一人の様子を把握しやすく、こどもも意見を出しやすい環境である。 ・買い物や通院など担当職員と1対1で外出する機会や、小規模ユニットでの日常的なふれあいの場で、こどもから自分の気持ちを話す場面も多い。 ・全てのこどもたちの睡眠が十分保障できるように心がけている。また、幼児は畳の部屋で、職員と一緒に寝る体制をとり、こどもの気持ちの安定に努めている。 		
③	A9 こどもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、こども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・職員全員がこどもの自己選択、自己決定を尊重することを最優先にするように努めている。 ・毎月フロア毎に行うこども会議では、こどもたちに自由闊達に意見を出させつつ、自分の発言に責任を持たせて社会のルールに従うことも学ばせている。 ・小規模ユニットでは、自室や風呂の掃除、調理の手伝い、弁当作りなど、こども自身のやれるところは積極的に任せて、職員は指導的にならないよう見守る姿勢を貫いている。 ・職員配置は、忙しい時間帯に手厚い配置にし、緊急事態が発生した場合でもこどもの見守りに支障が生じないようにしている。 		

	<p>④ A10 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。</p>	a
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達、性別、年齢、その他一人一人の個性に合わせた養育・支援の実施ができるように努めている。 ・年齢に合わせた図書や玩具をそろえている。 ・小学生時代の基礎学習が大切と考え、小学生には全員、民間企業の自学自習プログラムの算数・国語を週3回取り入れ学習の進捗を見ている。その成果もあり、中学校進学後の最初の前期テストで良い成績を取ることも多く、中学校での学習成果につなげている。また、職員がこどもの習熟度を知ることで養育支援にもつなげている。 ・中学生は学校のクラブ活動と学習塾に通うことも多く、高校生はアルバイトをし、進学や社会生活に備えることも多い。ともに充実した日々を送っている。 		
	<p>⑤ A11 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。</p>	a
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域社会への積極的参加が幅広い人間関係の構築につながり、様々な良い効果をもたらすことを職員間で共有している。 ・子どもたちは日頃から学校の友だちの家を訪れたり、地域での遊びを楽しんだりしている。また、毎週水曜日の午後は、施設の1Fの広いホールが開放され、地域の子どもたちが施設に来て自由に遊び交流の場となっている。 ・携帯電話は高校生から持たせることとしているが、購入前に外部講師を招いてインターネットやSNSの危険性についての勉強会を設けている。その後のトラブルにも職員が対応する体制を作っている。SNSが日常的な社会との交流の基本ツールとなる中で、子どもたちが社会から取り残されることのないよう、望ましい活用方法の検討が今後の課題であると認識している。 		
<p>(2) 食生活</p>		
	<p>① A12 おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。</p>	a
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模グループホームでは小規模の利点を活かし、栄養士の作成した献立と食材を使って、各キッチンで調理している。そこでは自分たちの好みに合わせてバリエーションを変える楽しみもあり、食の知識や技術が身につくよう支援している。 ・本園でも、ご飯やお汁は自分で配膳し、できるだけ温かいものは温かく食べるようにしている。自分の食べる量を盛り付けたり、自由におかわりもしている。 ・食事場所が調理室と対面しており、調理職員とのコミュニケーションも出来て互いの様子がわかり、職員とこどもの食育につながっている。 ・おやつは各フロアで摂っている。 		
<p>(3) 衣生活</p>		
	<p>① A13 衣類が十分に確保され、こどもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。</p>	a
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こどもの好みを尊重し、十分な量の清潔な衣類を提供している。 ・小学生以下は、職員が洗濯してたたみ、個人別ボックスに入れてフロアに置いたものをこどもが自分の部屋のタンスにしまう。中学生以上は自分で洗濯し管理できるよう支援している。 ・衣料購入のため年2回店舗に出かける機会を作っているが、職員や友だちと好みの服を選ぶのはこどもの楽しみになっている。靴や傘などはこどもの好みを聞いて施設がまとめて購入し、汚れや痛みがないか常に管理している。 		
<p>(4) 住生活</p>		
	<p>① A14 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるようにこども一人ひとりの居場所を確保している。</p>	a
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちにとって清潔で安心な場所を提供することは、施設の大切な役割であると考え、住環境整備には力を入れている。 ・清掃業者と職員、子どもたちがそれぞれ分担を決め日々の清掃に当たり、掃除や整理整頓の習慣が身につくように取り組んでいる。夏休み前の6月にはクリーンデー（大掃除）を設定している。 ・多床室でもパーテーションや家具の配置で個人の空間を設け、一人一人の十分な広さが確保できている。 ・施設定員は現在、本園・分園・地域小規模施設あわせて82名であるが、定員減少が可能になればさらに小規模ケアを進めていく計画である。 		

(5) 健康と安全	<p>① A15 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。</p>	a
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康管理マニュアルにもとづき、常勤看護師が中心になって子どもの健康管理に当たっている。同じ敷地内の法人運営の診療所に医師・訓練士が在籍し、必要に応じて相談・指導を受けることができる環境である。 ・定期的な健康診断や毎月の身体測定などを通じて、子どもの健康状態の把握に努めている。また、健康上特別な配慮が必要な子どもには、定期受診も行っている。 ・園内研修の中で年に数回、看護師が講師となって熱中症予防・誤飲防止など必要テーマを定め、職員への研修を実施している。 		
(6) 性に関する教育	<p>① A16 こどもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。</p>	a
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性教育委員会を中心にこどもの年齢、性別、発達に合わせた性教育を集団または個別で実施している。 ・施設で開発したプログラム（紙芝居）を使って夏休みなどに実施している。 ・職員は外部研修にも参加し、自立していく子どもに向けて、自分を守り、相手も尊重できる心を養い、性についての正しい知識を身につけように取り組んでいる。 		
(7) 行動上の問題及び問題状況への対応	<p>① A17 こどもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。</p>	a
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非暴力的危機介入プログラム(NCI)の教材を園内研修で活用し、暴力を用いない適切な対応方法について、職員全員の意識が高まるよう複数回にわたって研修を行っており、職員の対応スキルは向上している。 ・不適応行動が見られた場合には、児童相談所・専門医療機関と連携を図り、事態改善に努めている。 		
	<p>② A18 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないように施設全体で取り組んでいる。</p>	a
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもに手渡す「生活のしおり」には、「学園ではあなたの生活が、快適に楽しく暮らせるよう準備して待っています。互いに思いやりを持って楽しく気持ちよく過ごすことを大切にしています。」と掲げ、養育の基本を伝えている。 ・職員は担当制で子どもを見守り、こどもの様子が把握しやすい状況である。こどもの性格や子ども同士の相性等を考慮し、暴力やいじめが生じないように居室での組み合わせに配慮している。本園と7つの小規模ユニットそれぞれ定期点検を行い、暴力やいじめがあった場合は、全職員で解決に取り組んでいる。 ・こどもの不適切な問題行動の背景や原因について心理士を含む職員全体で検討し、解決する仕組みが有効に機能している。 ・処遇困難事例検討会は子ども家庭センターとの連携を図ることとしている。 		
(8) 心理的ケア	<p>① A19 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。</p>	a
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心理的ケアの必要な子どもは、支援計画に沿って施設内の心理士ケアや児童相談所の心理士ケアを定期的に受けている。 ・心理士は日常的に職員と関わり、特に悩みの多い中堅・若手職員の良き相談相手となっている。また、職員会議や委員会活動、ケースカンファレンスにも参加するとともに、支援計画作成にも加わるなど専門的知見からアドバイスしている。 ・心理療法室に心理士が在室中は、子どもにも部屋を開放し、そこでの遊びから把握したことを担当職員に伝え支援に充てている。 		

(9) 学習・進学支援、進路支援等	
① A20 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a
【コメント】 ・小学生は民間企業の自学自習プログラムを週3回取り入れ、中学生の多くは自分の希望する学習塾に通い学力向上につなげている。 ・小学校低学年は帰園後すぐに宿題をすることが日課になっており、学習室やリビング（小規模ユニット）で職員がついて宿題や忘れ物がないようにしている。小学校高学年の学習は自室で行うが、遊びの空間とは離れているので学習しやすい環境である。 ・PTAの会合や学校の授業参観に職員が出席するほか、小学校との合同研修や、中学校との学期毎の連絡会も実施し、学校と認識を共有しながらこどもの学習・進路支援ができるようしている。	
② A21 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
【コメント】 ・学校の進路懇談会に職員が出席しこどもの学力を把握し、こどもの進路を選択するための情報を得てこどもに伝え、こどもの意見を尊重した最善の自己決定ができるよう支援している。 ・小学生の間に学習する習慣を身に付け基礎学力を高めることで中学校3年間の学力向上につなげている。中学生は全員が自ら塾を選んで学習していることで、高校進学への自己決定のしやすさに大きくつながっている。 ・進路の自己決定のサポートとして、夏休みのオープンスクール・オープンキャンパスなどの機会を利用して、実際に学校に行ってみて雰囲気を感じ取るようにしている。	
③ A22 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	a
【コメント】 ・社会体験やアルバイトは、社会経験を積み、社会参加の準備を進める大切な機会と捉え奨励している。アルバイトは高校生以上に許可しており、予め働く場所・時間や意義・賃金の使い方などを話し合っている。 ・遠方でのアルバイトが不安なこどもについては、施設近くの理解ある工場で働かせてもらったり、同じ敷地内で法人が運営する高齢者施設の厨房などで働かせてもらうこともある。 ・卒業後に向けて、免許や資格の取得についても積極的に取得を進めている。	
(10) 施設と家族との信頼関係づくり	
① A23 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a
【コメント】 ・家庭支援専門相談員が中心になって、子ども家庭センターと連携して家族との関係調整に取り組んでいる。その過程については職員全員が共有できている。 ・保護者には学校行事のうち運動会・授業参観について案内を送付しているが、保護者側の事情もあり参加は少ない。	
(11) 親子関係の再構築支援	
① A24 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	b
【コメント】 ・家庭支援専門相談員を中心に、国の「親子関係再構築支援ガイドライン」に沿った支援をしている。 ・必要に応じて子ども家庭センターと連携し、親子関係再構築のためのプログラムを進めたり、カンファレンスを行っている。 ・保護者には施設の家族訓練室の利用を促しているが、保護者側の事情もあり十分な活用はされていない。施設は受動的な立場でありやむを得ないものの、親子関係の現状に即したさらなる活用策の検討を期待する。 ・こどもたちの多くが地域の里親とのつながりがあり、週末里親のもとへ出かけ地域で支えられている現状にある。施設の里親支援専門相談員を中心とした里親募集活動や現在の里親への日常のきめ細かいフォロー活動の成果と考えられる。	